

質の高い教育環境を整える

<主要施策 20 都立高校改革の推進>

1 都立高校改革の推進

(1) 都立高校改革推進計画の策定

都教育委員会は、都立高校の更なる改革に向けて計画的に取り組むべき施策について平成 24 年 2 月に長期計画を策定し、主体的な施策の展開と学校での実践を通じて、都立高校の改革に取り組んでいる。

(2) 都立高校改革推進計画の目的等

ア 都立高校改革推進計画の目的

本計画は、教育基本法の理念を踏まえ、都立高校が「生徒を真に社会人として自立した人間に育成する」ことを目的とするものであり、これからの都立高校が都民の期待に応えるため、課題の解決を図り、今後の展望を明らかにする総合的な計画である。

イ 都立高校改革推進計画の目標

本計画の目的を達成するため、以下の五つの目標を定めるとともに、当該目標の達成のため「生徒一人一人の潜在能力を顕在化し伸ばす教育の実践」を基本的な考え方として、各施策を展開する。

五つの目標

目標Ⅰ 社会的自立の基盤となる力の確立

自立に必要な知・徳・体を育成し、都立高校卒業時まで、社会人として必要な力を着実に身に付けさせる。

目標Ⅱ 変化する社会の中での次代を担う人間の育成

現在の日本社会が直面する様々な課題の中で、職業的自立に必要な力を育成し、グローバル社会で活躍する人間を輩出する。

目標Ⅲ 生徒の育成を担う教員の資質・能力と学校経営力の向上

プロ意識を涵養し、高い専門性と優れた指導力を備えた教員を育て、校長のリーダーシップの下、一丸となって生徒を育成する学校とする。

目標Ⅳ 生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりの推進

課程、学科やタイプに応じ、生徒の能力を伸ばす教育実践の場を提供する。

目標Ⅴ 質の高い教育を支える教育諸条件の整備

入学者選抜制度の改善、ICT環境の充実、施設・設備の整備、就学機会の提供など、質の高い教育を支える様々な条件を着実に整備する。

ウ 計画期間及び長期計画と実施計画

本計画は、今後の都立高校改革の基本的な方向を示すものとして、計画期間を平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間とした長期計画とする。

長期計画の実現に向けた具体的な計画として実施計画を策定し、公立中学校卒業生数の推計や社会状況の変化等を勘案しながら、3～4年ごとに定める。

なお、実施計画策定時には、進行中の実施計画の事業検証を行い、必要な修正を行う。

実施計画の区分	計画期間	策定期期
第一次実施計画	平成 24 年度から平成 27 年度まで	平成 24 年 2 月
第二次実施計画	平成 28 年度から平成 30 年度まで	平成 27 年度中
第三次実施計画	平成 31 年度から平成 33 年度まで	平成 30 年度予定

2 ものづくり人材等の育成に向けた取組の推進（都立学校教育部・指導部）

(1) ものづくり人材の育成

ア 小・中学校段階からのものづくり教育

(ア) わくわくどきどき夏休み工作スタジオ

工業高校や産業高校において、夏季休業期間中を活用して、小・中学生を対象としたものづくり教室を実施するとともに、親子でものづくりを体験できる「親子ものづくり教室」も講座に設定し、保護者向けの工業高校に関する PR 活動を充実・強化するなど、ものづくり人材の育成を行う。(19 校、1,500 人)

イ 産業界のニーズに応えるカリキュラム等の実施

(ア) デュアルシステムの推進

生徒に実践的な技術・技能を身に付けさせるため、企業において長期就業訓練を行い、それを単位認定し、企業と生徒の双方が合意すれば卒業後にその企業に就職することも可能としている「東京版デュアルシステム」を、平成 16 年度から六郷工科高校で実施している。

この成果を踏まえ、更に 4 校の工業高校に拡大することとし、平成 23 年度には、葛西工業高校及び多摩工業高校に、平成 24 年度からは、北豊島工業高校及び田無工業高校に導入した。

今後も、デュアルシステム実施の主旨を踏まえ、ものづくり人材を育成していく。

(イ) 工業高校における職業訓練機関との連携

職業能力開発センターにおいて、都立工業高校生等を対象にした資格取得のための夏季集中講座を継続して実施し、参加生徒の拡大を図る。

(ロ) 企業OBを含めた熟練技能者の活用

都立工業高校での授業に熟練技能者を外部人材として活用することにより、より高度な技術・技能の習得を図る。

ウ 複線型ものづくり人材育成ルートの構築（工業高校から高等専門学校への編入促進）

都立工業高校から都立産業技術高等専門学校（以下「高専」という。）への編入枠を設け、毎年度、数名の生徒が編入学している。引き続き、高専及び所管する総務局と連携して、高専への編入学の魅力を生徒に周知し編入学を促進するとともに、編入学後の生徒が円滑に高専での学習に適應することができるよう、入学予定者に対して数学等の補講を実施する。

(2) 専門高校の改善

ア 生徒の技術・技能の習得

生徒の専門性の向上を図るため、専門高校の生徒が在学中に身につけるべき技術・技能や資格・検定を「都立専門高校技能スタンダード」として策定した。平成 26 年度は、これに基づき推進校 12 校において、有用な資格の取得を促進するなど、社会が求める専門的な技術・技能を確実に習得させた。平成 27 年度は、全専門高校で実施する。

イ 専門高校教員の指導力の向上

専門高校教員の専門的指導力、技術力の向上を図るため、研修や教員が企業等を訪問する機会を充実していく。

ウ 専門教育の見直し・充実

産業の動向など社会の変化に対応した専門教育を展開するため、専門高校のニーズ調査結果を踏まえた都立専門高校改編基本構想検討委員会での検討を基に、専門高校改編の基本計画の検討を推進する。

<主要施策 21 特別支援教育の充実>

【東京都特別支援教育推進計画について】

東京都における特別支援教育の推進の方向性を明らかにする総合的な計画として、平成 16 年 11 月に 10 年間の長期計画である「東京都特別支援教育推進計画」を発表し、併せて平成 19 年までを計画期間とする第一次実施計画を策定した。

その後、平成 19 年 4 月に学校教育法の一部の改正が行われ、従来の特殊教育から特別支援教育へ転換が図られ、盲・ろう・養護学校は特別支援学校に一本化されるとともに、幼稚園、小・中学校、高等学校等において、発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒に対して適切な教育を行うこととされた。

こうした動向を踏まえ、平成 19 年 11 月に、平成 20 年度から平成 22 年度までを計画期間とする第二次実施計画の策定を行った。

さらに、都立知的障害特別支援学校の在籍者数の増加に対応するための普通教室の確保、小・中学校における知的な遅れのない発達障害児への支援体制の整備、適切な就学の推進を重要な課題として位置付け、平成 22 年 11 月には、平成 23 年から平成 28 年までを計画期間とする第三次実施計画を策定した。

○本計画の基本理念

発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の一人一人の能力を最大限に伸ばすため、乳幼児期から学校卒業後までを見通した多様な教育を展開し、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培い、共生社会の実現に寄与する。

1 特別支援教室の導入に向けた支援など発達障害教育の推進（都立学校教育部・指導部）

(1) 区市町村における特別支援教育推進体制

公立小学校においては、平成 28 年度から順次全ての学校に「特別支援教室」を導入し、在籍校において発達障害の状態等に応じた個別指導や小集団指導を実施する体制を整備する。

平成 27 年度は、この小学校への円滑な特別支援教室の順次導入に向けた区市町村支援として、教室環境整備費等の補助事業を実施する。

(2) 都立高等学校等における特別支援教育体制

ア 発達障害の生徒の指導に関する理解推進

発達障害の生徒の指導に関する理解推進に向けて指導資料の作成や研修に取り組む。

イ 都立高等学校等における特別支援教育体制の充実

全ての高等学校等における特別支援教育を充実させるため、特別支援教育コーディネーターの研修や協議会を充実させ、関係機関、専門家等との適切な連絡調整や校内の特別支援教育に関する委員会の円滑な実施等を支援していく。

ウ 個に応じた指導の充実

個別の教育支援計画や個別指導計画の作成・活用に関する検討委員会や知的障害特別支援学校の取組を参考にした進路指導の充実に関する検討委員会を設置し、個に応じた指導の充実を図る。

エ 心理の専門家による相談支援体制

東京都特別支援教育推進室が拠点となり、引き続き、都立高等学校等からの要請に応じて、発達障害に関する専門的な判断や指導に関する相談・助言のできる心理の専門家を派遣して巡回相談を実施する。

(3) 第三次実施計画策定以降の新たな取組【新規】

ア 専門家活用等の研究事業の実施

公立小・中学校の通常の学級及び都立高等学校に在籍する発達障害の児童・生徒への支援の充実と円滑な学級運営を図るため、支援員や医師等専門家の活用についての研究を行う。

イ 発達障害教育に関する教員研修の充実

発達障害の児童・生徒に対し、全ての教員がその役割に応じた適切な指導・支援を行えるよう教員の職層や経験に応じた研修を充実する。

2 都立知的障害特別支援学校における規模と配置の適正化の推進（都立学校教育部）

(1) 都立知的障害特別支援学校の在籍者の増加に対応するため、新設及び増改築等再編整備を中心に都立特別支援学校の規模と配置の適正化を図り、教育環境の改善を進める。

(2) 都立江東地区第二養護学校（仮称）の開校準備

平成 28 年 4 月に、知的障害教育部門（小学部・中学部）を設置する都立江東地区第二養護学校（仮称）を開校するため、開設準備室において準備を行う。

3 都立知的障害特別支援学校における就労支援の取組の推進（都立学校教育部・指導部）

(1) 都立水元小合学園の開校

知的障害が軽い生徒を対象に専門的な職業教育を行う高等部就業技術科を設置する都立水元小合学園を平成 27 年 4 月に開校する。平成 29 年 4 月には、肢体不自由教育部門（小学部・中学部・高等部）を併設する予定である。

(2) 職能開発科の設置に向けた準備

知的障害特別支援学校高等部に設置している就業技術科 5 校に加え、高等部普通科に在籍する知的障害が軽度から中度の生徒を対象に、生徒の就労実現に向けた基礎的な職業教育を行う高等部職能開発科を 10 校程度の新設に向け準備し、障害の程度に応じたきめ細かい職業教育や就労支援により、生徒の職業的自立と社会参加を促進していく。

(3) 知的障害特別支援学校高等部普通科における就労支援

知的障害特別支援学校高等部普通科に在籍する一人でも多くの生徒の就労を実現し、生徒の自立と社会参加を促進するため、企業ニーズを踏まえ、個々の可能性を伸ばす就労支援を展開する。

<主要施策 22 子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築>

1 児童・生徒の問題行動等への対策の強化（指導部）

(1) スクールカウンセラー活用事業の推進

平成 25 年度から、全小・中学校、中等教育学校、高等学校にスクールカウンセラーとして、児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な経験を有する臨床心理士等を配置している。

ア 職務

いじめや不登校の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図るため、児童・生徒へのカウンセリング、教職員や保護者に対する助言及び援助、情報収集等を行う。

イ スクールカウンセラー連絡会及び同配置校連絡会の実施

学校におけるスクールカウンセラーによる教育相談の一層の充実を図るため、スクールカウンセラーを対象とした連絡会を年間 3 回、配置校校長及びスクールカウンセラー活用事業の担当指導主事等を対象とした連絡会を年間 1 回ずつ実施し、スクールカウンセラーの専門性を生かした取組、学校の教育相談体制の構築、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの連携の推進に向けて、連絡、協議、情報交換を行う。

(2) スクールソーシャルワーカー活用事業の拡大

平成 20 年度から、スクールソーシャルワーカーを配置する区市町村に対して補助を行い、配置地区の拡大を図っている。

平成 27 年度は、区市町村への配置の拡充を一層推進するとともに、都立学校への配置について試行する。

ア 職務

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童・生徒の生活指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童・生徒の支援を行う。

イ 区市町村における取組

区市町村教育委員会が、管下の小・中学校に在籍する児童・生徒を支援するため、教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技術を有する者等を選考し、学校に派遣するなどの方法により、スクールソーシャルワーカーを配置している。

都教育委員会は、事業に係る経費の補助を行っており、区市町村の配置拡充に向けた支援の充実を図っている。

また、都教育委員会は、スクールソーシャルワーカーに対して指導・助言を行うスーパーバイザーを、区市町村教育委員会に配置するなどの支援を行っている。

ウ 都立学校における取組

高等学校や特別支援学校において、児童・生徒の問題等に対して、福祉的な支援を行うことができるようにするため、モデル校を指定し巡回して支援を行うなど、都立学校におけるスクールソーシャルワーカーによる効果的な支援の在り方について検討を行う。

(3) 教育相談事業の推進

ア 電話相談、来所相談及び電子メールによる相談

(ア) 教育相談

幼児から高校生相当年齢の子育て、いじめ、不登校、集団不適應、学業不振、発達障害、体罰、学校でのセクシュアル・ハラスメントなど、家庭教育や学校教育に関わる相談を実施する。

(イ) 高等学校進級・進路・入学相談

高等学校の進級、進路、入学、卒業や高等学校卒業程度認定試験などに関する相談や情報提供を行う。

(ウ) 東京都いじめ相談ホットライン

いじめの問題に悩む子供や保護者からの電話による相談を、24時間体制で実施する。

(エ) リーフレット、ポスター、相談カードの配布

イ 学校や家庭への支援

(ア) 専門家アドバイザースタッフの派遣

児童・生徒の関わるいじめ、不登校、集団不適應等の問題の解決のため、専門家アドバイザースタッフを学校等に派遣する。

(イ) 学生アドバイザースタッフの派遣

児童・生徒等の不登校、登校しぶり、いじめ等の問題の解決に資するため、児童・生徒に対する話し相手及び遊び相手として、学生アドバイザースタッフを学校等に派遣する。

(ウ) 要請訪問の実施

学校、教育相談所（室）及び適応指導教室等における教職員等の教育相談に係る資質の向上や、校内における教育相談体制の改善・充実を図るため、学校等からの要請に応じて、教育相談センター所員等を派遣する。

ウ 教育相談体制の充実

(ア) 都立学校への支援

児童・生徒の抱える問題の解決のため、都立学校の教職員に対して教育相談的視点から支援を行い、学校の相談体制の構築や教育相談活動の充実を図る。

(イ) 教育相談機関との連携の推進

各区市町村教育相談機関との連携を促進し、実態を踏まえた支援を行うことにより、都全体の教育相談機能の向上を図る。

(4) 学校と家庭の連携推進事業

「家庭と子供の支援員」等を学校に配置し、学校生活において克服すべき課題のある児童・生徒に直接関わるとともに、その保護者からの相談に応じる。

(5) ふれあい月間の実施

児童・生徒のいじめ問題及び不登校問題について、学校が継続的かつ意識的に取組を推進するとともに、取組の工夫改善を図るため、重点月間として、6月・11月を「ふれあい月間」として指定する。

(6) セーフティ教室の実施

児童・生徒を犯罪の被害から守るとともに、非行を防止するための教育を推進するため、全公立学校において、保護者・地域住民の参加の下、警視庁をはじめ児童・生徒の健全育成のための関係機関や団体等との連携により、年に1回以上「セーフティ教室」を開催する。

(7) 生活指導担当指導主事連絡会の開催

区市町村教育委員会の生活指導担当の指導主事の参加により、いじめ、不登校等の問題解決に向け、協議、情報交換、事例検討等を行うため、年に5回、「生活指導担当指導主事連絡会」を開催する。

(8) 生活指導研修資料の活用

教職員向けの指導資料リーフレット「暴力のない学校づくりに向けて」「子供の命を守ろう」「学校におけるいじめ問題の解決に向けて」「いじめを許さない、見逃さない」を活用して研修を行うなど、児童・生徒の問題行動の未然防止等の対応を充実させる取組を推進する。

2 「いじめ総合対策」の推進（指導部）

平成26年6月に、「東京都いじめ防止対策推進条例」が成立したことを受け、同年7月、都は、公立学校・私立学校を対象として「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を策定するとともに、都教育委員会は、公立学校を対象として、「いじめ総合対策」を策定した。全ての学校において、以下のいじめの防止等の対策を確実に実施する。

(1) いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた子供の心に長く深い傷を残すものであり、どの学校でもどの学級にも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

(2) いじめ問題への対応に当たって念頭に置くべきポイント

ア ポイント1 教員の指導力の向上と組織的対応《学校一丸となって取り組む》

イ ポイント2 子供からの声を確実に受け止め、子供を守り通す
《被害の子供を守る》

ウ ポイント3 いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくり
《周囲の子供に働き掛ける》

エ ポイント4 保護者・地域・関係機関との連携《社会総がかりで取り組む》

(3) 四つの段階に応じた具体的な取組

ア 未然防止 ～いじめを生まない、許さない学校づくり～

(ア) 教員の指導力の向上と組織的対応

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく、学校いじめ対策委員会による組織的対応
- ・ 学級担任による問題を抱えた子供への積極的な働き掛け
- ・ 学校サポートチームを活用した外部機関等との連携による対応
- ・ いじめに関する研修の実施

(イ) いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりしないための取組

- ・ 「いじめに関する授業」の実施
- ・ 弁護士等を活用した法教育の実施
- ・ 児童会・生徒会による主体的な取組への支援
- ・ 都教委作成の「いじめ防止カード」の活用

イ 早期発見 ～いじめを直ちに発見できる学校づくり～

(ア) いじめの「見える化」① ～子供の日常生活からいじめの萌芽^{ほうが}を素早く察知～

- ・ 定期的な「生活意識調査」の実施
- ・ 小学校第5学年、中学校第1学年、高等学校第1学年を対象とした、スクールカウンセラーによる全員面接の実施
- ・ 定期的な個人面談の実施
- ・ 全教員による校内巡回等を通じた子供の観察
- ・ 関係機関との連携による学校非公式サイト等の監視

(イ) いじめの「見える化」②

～被害の子供、周囲の子供からのいじめ情報の確実な受信～

- ・ 効果的な「いじめ実態調査」の実施・分析・活用
- ・ 学校いじめ相談メール等の実施

(ウ) 学校いじめ対策委員会によるいじめの確実な発見

- ・ 子供の行動の記録、ファイリングの徹底
- ・ ファイリングされた情報や生活意識調査等により把握した情報の共有
- ・ 「いじめ発見のチェックシート」の活用による確実な発見

- (エ) 保護者・地域との連携
 - ・ 学校便りや保護者会の積極的な活用
 - ・ 保護者相談の実施
 - ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの保護者への紹介
 - ・ 児童館や学童クラブとの連携
- ウ 早期対応 ～いじめを解決し、繰り返さない学校づくり～
 - (ア) 学校いじめ対策委員会を核とした対応
 - ・ 把握した情報に基づく対応方針の策定
 - ・ 学校いじめ対策委員会を核とした役割分担の明確化
 - (イ) 被害の子供・加害の子供・周囲の子供への取組
 - ・ 被害の子供の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケア
 - ・ 加害の子供に対する組織的・継続的な観察・指導等
 - ・ いじめを伝えた子供の安全の確保
 - (ウ) 所管教育委員会・関係機関との連携
 - ・ 所管教育委員会への報告と所管教育委員会による支援
 - ・ 学校サポートチームを通じた警察・児童相談所等との連携・協力
 - (エ) 保護者・地域との連携
 - ～いじめの情報や学校の方針を早期から発信して共有～
 - ・ いじめ対策保護者会の開催
 - ・ P T Aとの連携
 - ・ 地域人材を活用した登下校時の見守りなどの実施
- エ 重大事態への対処 ～学校、保護者、地域が一体となって子供を守り通す～
 - (ア) 被害の子供の保護・ケア
 - ・ 被害の子供に対するマンツーマンでの保護
 - ・ スクールカウンセラーによるケア
 - ・ スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア
 - ・ 適応指導教室への通級等の実施
 - (イ) 加害の子供への働き掛け
 - ・ 別室での学習の実施、警察への相談・通報、懲戒や出席停止
 - ・ 加害の子供とその保護者に対するケア
 - (ウ) 所管教育委員会・関係機関との連携
 - ・ 所管教育委員会への報告と連携
 - ・ 児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携
 - ・ 都教委のいじめ等の問題解決支援チームの活用
 - (エ) 保護者・地域との連携
 - ・ いじめ対策緊急保護者会の開催
 - ・ 民生・児童委員、児童館、学童クラブとの連携
 - (オ) いじめ防止対策推進法に基づく対応
 - ・ 法第 28 条及び第 30 条に基づく調査

(4) いじめ総合対策の取組の徹底

いじめ総合対策に示す取組の確実な実施と、その取組状況の不断の検証のため、都教育委員会作成の「いじめ総合対策チェックシート」を活用するなどして、区市町村教育委員会及び学校は、定期的な点検・評価を行う。

(5) 都教育委員会の取組

ア いじめ防止教材及び指導資料活用の推進

各学校で、いじめの未然防止等に向けて、「いじめに関する授業」や校内研修を効果的に実施できるようにするため、都教育委員会作成のいじめ防止のためのDVD教材「STOPいじめ ～あなたは大丈夫?～」及び「いじめについて考えてみよう ～あなたの周りでこのようなことはありませんか?～」や、指導資料「いじめ問題に対応できる力を育てるために ―いじめ防止教育プログラム」を活用できるよう周知・徹底を図る。

イ 問題解決に向けた第三者的相談機能の充実

学校だけでは解決困難ないじめ等の問題で緊急性があり、かつ専門家等からの助言が必要と判断される問題について、必要に応じて少人数の専門家等による「いじめ等の問題解決支援チーム」を結成し、学校や教育委員会等からの相談に応じるなど、早期の問題解決を図る。特に緊急性のある問題などについては、同支援チームが、学校を訪問するなどして、直接助言を行う。

ウ 東京都いじめ問題対策連絡協議会における協議

「東京都いじめ防止対策推進条例」第10条第3項の規定に基づき設置された「東京都いじめ問題対策連絡協議会」において、次に掲げる事項について協議を行う。

(ア) 都、区市町村又は公立・私立学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策の推進に関する事項

(イ) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項

(ウ) その他いじめの防止等のための対策に必要な事項

エ 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会における調査審議

東京都いじめ防止対策推進条例第11条第7項の規定に基づき設置された「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」は、次に掲げる事項を所掌する。

(ア) 都教育委員会の諮問に応じ、都及び区市町村の教育委員会並びに公立学校のいじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。

(イ) 教育委員会及び公立学校のいじめ防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、都教育委員会に意見を述べることができる。

(ウ) 都立学校においていじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を都教育委員会に報告する。

オ いじめ等に関わる相談事業担当者連絡会の開催

都が実施している各種相談事業（生活文化局、福祉保健局、病院経営本部、警視庁、教育庁）を相互に連携させ、いじめ等の問題に対する全庁的な相談体制を図るため、いじめに関わる相談事業担当者連絡会を開催する。

3 外国人の子供に対する教育の充実（都立学校教育部・指導部）

(1) 日本語指導が必要な外国人生徒の実態の把握

都教育委員会は、文部科学省が実施する「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況等に関する調査」に、平成 19 年度から中学校卒業後の進路希望や在籍期間など都独自の調査項目を加えて実態調査を実施している。

なお、文部科学省が平成 20 年度から本調査を隔年実施としたため、調査未実施の年度については、都教育委員会が独自に実態の把握に努めている。

(2) 都立学校における外国人生徒に対する日本語指導等の充実等

ア 都立学校における日本語指導が必要な外国人生徒のうち、現在学校において、日本語指導等の特別な指導を受けていない生徒を対象に、1 学年の年間にわたって、外部人材派遣による個別指導を行う。

イ J S L（第二言語としての日本語）カリキュラムを普及・啓発するための教員研修の実施

日本語指導と教科指導を統合し、学習活動に参加する力の育成を目指したカリキュラムについての研修を実施し、教員の日本語指導についての力量を高める。

(3) 「在京外国人生徒対象」の募集枠の検討

中学校における日本語指導が必要な在京外国人の生徒数の動向や、入学者選抜の応募状況等を勘案し、「在京外国人生徒対象」の適切な募集枠の在り方について検討する。

(4) 外国人児童・生徒相談

ア 外国語による教育相談の充実

- ・ 中国語、英語、韓国・朝鮮語の通訳を配置し、電話相談及び来所相談による対応を行う。
- ・ 週 1 日 4 時間、原則として金曜日の午後に相談を受ける。
- ・ 主として、日本の学校制度に関すること、就学や都立高校への入学に関すること、学校での生活に関すること等に関する相談を受ける。

イ 進路相談会

- ・ 中国語、英語、韓国・朝鮮語の通訳を配置し、通訳を介した進路に係る個別相談会を行う。

(5) 外国人児童・生徒相談に関する情報提供

ア 相談者に応じた情報提供

- ・ 区市町村等の外国人相談窓口の設置の有無及び相談窓口を設置していない場合の対応方法を調査し、相談者の居住地に応じた相談先や相談方法等の情報提供を行う。

イ 外国人児童・生徒相談の周知及び活用の促進

- ・ 公立学校日本語学級等への事業リーフレット等の作成及び配布を通じ、外国人児童・生徒相談の周知と活用の促進

4 学校問題解決サポート事業（指導部）

(1) 学校問題解決サポートセンターの概要

ア 基本方針

- (ア) 学校と保護者や地域住民との間で生じた、学校だけでは解決困難な問題についての相談を受け、子供のことを第一に考え、公平・中立の立場で、よりよい解決策を提案する。

イ 体制

- (ア) 非常勤職員である学校問題支援員（退職校長） 3名
- (イ) 常勤職員である指導主事 1名、事務職 1名
- (ウ) 専門家等（委嘱）：弁護士、精神科医、臨床心理士、退職警察官、行政書士、民生・児童委員代表、保護者代表

ウ 対応

- (ア) 学校経営支援センター、区市町村教育委員会、学校、保護者・地域住民からの電話相談に対して、経験豊富な退職校長や指導主事等が助言する。
- (イ) 相談を受けた案件を協議し、必要に応じて専門家等の助言を受けながら回答する。
- (ウ) 解決困難な案件については、当事者間で互いに解決に向けて取り組むことを合意した上で、専門家等が双方の意見を聞き、公平・中立的な立場として解決策を提示する。

(2) 学校・区市町村教育委員会等へのサポート

学校問題の未然防止や学校の初期対応能力向上に向けた取組

ア 専門家等による講演会・個別相談会の実施

講演会（年 3 回予定）・個別相談会（年 8 回予定）、学校管理職等対象

イ 学校経営支援センター・区市町村教育委員会主催の講演会や学校の校内研修会等への講師派遣

ウ 学校問題解決サポートセンター連絡会の開催

年 2 回予定、区市町村教育委員会指導主事・学校経営支援主事対象

(3) 問題解決に向けた第三者的相談機能の充実（再掲）

学校だけでは解決困難ないじめ等の問題で緊急性があり、かつ専門家等からの助言が必要と判断される問題について、必要に応じて少人数の専門家等による「いじめ等の問題解決支援チーム」を結成し、学校や教育委員会等からの相談に応じるなど、早期の問題解決を図る。特に緊急性のある問題などについては、同支援チームが、学校を訪問するなどして、直接助言を行う。

5 小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実（指導部）

(1) 就学前教育カリキュラム増補版の作成

幼稚園・保育所・こども園における教育・保育の質の向上を図るため、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 26 年 4 月告示）の内容を反映させた就学前教育カリキュラム増補版を作成する。

(2) 就学前教育プログラム及び就学前教育カリキュラムの更なる活用の促進

就学前教育プログラム及び就学前教育カリキュラムの更なる活用の促進を図り、幼稚園・保育所・こども園と小学校とが連携を強化し、教員等の研修を工夫・改善するなど、就学前教育と小学校教育の担当者が、それぞれに連続性を踏まえた教育を推進できるように支援する。

また、就学前教育カリキュラム及び就学前教育カリキュラム活用ハンドブックの活用を促進することを通して、就学前教育施設において、小学校教育との連続性を踏まえた教育・保育の内容や方法の見直し及び改善を推進する。

(3) 教育・保育関係者及び一般都民に向けた理解推進

就学前教育と小学校教育との円滑な接続及び就学前教育の重要性について、教育・保育関係者及び一般都民を対象とした講演等を通して、更なる理解推進を図るとともに、就学前教育プログラム及び就学前教育カリキュラム等、都教育委員会作成資料の趣旨及び内容について、一層の啓発を図る。

6 小・中学校適正規模化推進（地域教育支援部）

都内公立小・中学校の児童・生徒数は、昭和 50 年代半ばをピークに減少に転じ、平成 10 年代以降は、おおむね横ばいの状況にある。平成 27 年度における児童・生徒数は、最大規模時と比べ約半分となっているのに対し、都内公立小・中学校数は、最大規模時と比べ 9 割強となっており、児童・生徒数の減少幅に比べ学校数の減少幅は小さくなっているため、学校が小規模化している。

小規模校には利点もある一方で、児童・生徒同士の切磋琢磨^{せつさくたくま}が困難であることや、人間関係が固定化しがちであることなどの課題が指摘されている。

都教育委員会は、平成 18 年度に実施された小・中学校の適正規模に関する意見交換会における区市町村教育委員会からの要望を踏まえ、平成 19 年度から「新しい学校づくり重点支援事業」を開始した。

「新しい学校づくり重点支援事業」では、適正規模・適正配置に伴って設置される公立小・中学校を「新しい学校づくり重点支援校」として指定し、新しい学校づくりを人的・財政的に支援している。この事業により、平成 19 年度の開始以来平成 27 年度までの間に、公立小学校 88 校を 45 校に、中学校 39 校を 19 校に適正規模化する取組を支援してきている。

7 公立小・中学校、中等教育学校前期課程通常の学級の学級編制（地域教育支援部）

(1) 学級編制の仕組みと制度の変遷

公立小・中学校、中等教育学校前期課程の学級編制については、国が義務教育の全国的水準の維持向上を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下「標準法」という。）で、一学級の児童・生徒数の標準を定め、これに基づき都道府県教育委員会が基準を定めている。

平成 23 年 4 月の標準法の一部改正により、小学校第 1 学年に係る学級編制標準が

1 学級当たり 40 人から 35 人に改められたため、都教育委員会は、東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程の学級編制基準（以下「東京都学級編制基準」という。）を改正し、小学校第 1 学年について、1 学級当たりの児童数を 35 人とした。

また、同改正では、区市町村が地域や学校の実情に応じ、弾力的に学級を編制できるようにするため、学級編制について、区市町村教育委員会から都道府県教育委員会への同意を要する協議の義務付けを廃止し、事後の届出制とするとともに、個別の学校の実情に応じて、少人数指導やティームティーチングを実施するなど、弾力的な運用を許容することとした。

さらに国は、平成 24 年度から、教員の加配により小学校第 2 学年においては、1 学級当たりの児童数を 35 人とする学級編制を可能とする予算措置を行うこととしたため、都教育委員会は平成 24 年 4 月 1 日付けで東京都学級編制基準の備考欄を改正した。

なお、都教育委員会は、中 1 ギャップ等の予防・解決のため、平成 25 年 4 月 1 日付けで東京都学級編制基準の備考欄を改正し、都独自の教員加配により、中学校第 1 学年において 1 学級当たりの生徒数を 35 人とする学級編制を可能としている。

(2) 学級編制に関する都教育委員会の考え方

平成 13 年の標準法の一部改正により、国の基準を下回る学級編制基準を定めることができるようになり、40 人を下回る学級編制基準を設定することが法的には可能になったが、都教育委員会は、生活集団としての教育効果を考えた場合、児童・生徒が互いに切磋琢磨し、社会的適応能力を育むため、学級には一定の規模が必要と考えている。

さらに、基礎学力の向上に配慮して、きめ細かな指導を行っていくためには、教科等の特性に応じた多様な集団を編成できる少人数指導が有効であると考えており、引き続き、その充実に努める。

<平成 27 年度 東京都学級編制基準（通常の学級）>

学校の種類	学級編制の区分	1 学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	40 人 (第 1 学年の児童で編制する学級にあっては、35 人)
	連続する二つの学年の児童で編制する学級（複式学級）	10 人
中学校及び 中等教育学校 前期課程	同学年の生徒で編制する学級	40 人

備考

- 1 小学校第 2 学年及び中学校第 1 学年にあっては、同学年の児童又は生徒で編制する学級の基準により算定した学級の平均の児童又は生徒の数が 35 人を超える場合において、一学級の児童又は生徒の数を 35 人として、学級を編制することができる。
- 2 小学校の連続する二つの学年の児童で編制する学級で、一つの学年（第 1 学年及び第 6 学年を除く。）の児童数が 6 人以上の場合並びに第 1 学年及び第 6 学年にあっては、その学年を一つの学級として編制する。

	小学校			中学校		
	児童数(人)	学級数(学級)	1学級当たりの児童数(人)	生徒数(人)	学級数(学級)	1学級当たりの生徒数(人)
区 部	348,916	11,610	30.05	136,410	4,058	33.62
市 部	199,753	6,491	30.77	90,401	2,632	34.35
町 村 部	4,228	190	22.25	1,983	93	21.32
全 都	552,897	18,291	30.23	228,794	6,783	33.73
全 都 (25.5.1)	550,096	18,228	30.18	228,446	6,788	33.65

(注) 日本語学級の在籍児童・生徒数及び学級数を除く。

都立中学校及び中等教育学校前期課程の在籍生徒数及び学級数を除く。

(3) 日本語学級の設置

区市町村教育委員会は、外国籍の児童・生徒や中国・韓国からの帰国児童・生徒など、日本語能力が十分でない児童・生徒に対し、日本語の習得を目的とする授業を行うことにより、通常の教科についての学習理解及び生活習慣の習得を容易にし、教育効果の向上を図るため、都教育委員会の要綱に基づき、日本語学級を設置している。

日本語学級は昭和 46 年から設置され、平成 26 年度には、小学校では 11 区 3 市の 19 校に 30 学級、中学校では 5 区 1 市の 8 校に 12 学級が設置されている。

(4) 義務教育未修了者に対する施策

区市町村教育委員会は、学校教育法施行令により、任意の判断で二部授業（夜間学級）を行うことができるとされている。中学校夜間学級は、戦後の混乱期における家庭的、経済的理由による中学校の長期欠席者の就学対策として、昭和 26 年に設置されたものであり、現在は、病気等やむを得ない事情により学齢を超過し、義務教育未修了となった者を入学許可の条件としている。

平成 26 年度には、都内 7 区 1 市の 8 校に中学校夜間学級が設置されており、都教育委員会では、設置区市への財政措置等を行い、整備充実を図っている。

また、学校教育法の附則により行うことができる通信教育課程については、千代田区立神田一橋中学校に設置されている。

なお、学齢を超過した義務教育未修了者は、文部科学省が実施する「中学校卒業程度認定試験」を受験することが可能であり、都教育委員会も本試験の実施に協力している。

8 小 1 問題・中 1 ギャップの予防・解決のための教員加配（地域教育支援部・人事部）

小学校や中学校への入学直後の時期は、その後の充実した学校生活を子供たちが送るための基礎を固める重要な時期である。この時期に、小 1 問題や中 1 ギャップが発生すると、子供たちに学力を身に付けさせる上での基盤を構築することが困難であることから、1 学級 35 人の学級編制を可能とする教員加配を行っている。対象校は、学校の実情に応じて、学級規模の縮小のほか、ティームティーチングなどを選択することができる。

なお、標準法の改正により、小学校第 1 学年には 35 人学級編制が導入されたため、小学校第 2 学年及び中学校第 1 学年については、教員を加配し、1 学級 35 人編制を可能としている。

9 小・中学校の校務改善の推進（人事部）

平成24年3月8日に校務改善の基本的な実施方針である「小中学校の校務改善推進プラン」を策定した。本推進プランは、役割分担の明確化（経営支援部の設置により、教職員間の役割分担の明確化を図る等）や業務改善（調査・報告、各種通知・配布物の縮減及び改善の取組等）等の具体的方策を提案している。

平成26年度は、434校が経営支援部を設置し、組織的な業務遂行や役割分担の明確化など、様々な校務改善の取組を実践してきた。こうした取組を都内の全公立小・中学校に普及・拡大させるため、都教育委員会は区市町村教育委員会と連携し、公立小・中学校の校務改善の取組を積極的に支援していく。

(1) 都教育委員会の取組

ア 校務改善月間

11月を校務改善月間とし、各校の実態に応じた校務改善の取組を推進

イ 校務改善表彰

校務改善に関して功績をあげた団体や貢献度の高い個人に対して表彰を実施

ウ 校務改善ニュースの発行等

(2) 都教育委員会及び区市町村教育委員会が一体となった取組例

ア 「学校の負担軽減のための調査、通知、配布物の縮減・改善指針」の実施

イ 非常勤職員情報提供システムの運用

(3) 学校及び区市町村教育委員会の主体的な取組例

ア 経営支援部設置校の更なる拡大や経営支援機能の強化

イ 各校務分掌における教職員間の役割分担の明確化

<主要施策 23 都立学校における組織体制の充実>

1 校長のリーダーシップに基づく組織的學校経営の推進（都立学校教育部）

(1) 学校経営計画の策定

学校の自律的改革を推進し、教育の質的向上を図るため、各学校が自ら学校経営計画を立て、教育活動を実施し、その自己評価を行い、改善を図るマネジメントシステムを導入している。

学校経営計画に基づく取組の実施については、支援センターが「学校経営指標」「経営参画ガイドライン」を活用し、各校の組織的な取組状況を把握し、指導、助言を行い、マネジメントシステムに基づく自律的な学校経営を推進する。

(2) 自律経営推進予算

校長がリーダーシップを発揮するためには、予算面での裁量権限についても拡大する必要がある。このため、これまで各学校へ画一的に予算配付し、学校の主体性が発揮しにくかった予算制度を見直し、校長が主体的に予算執行計画の策定から執行までを行う仕組みである自律経営推進予算を導入している。

自律経営推進予算の編成には、経営企画室が積極的に関与し、学校経営計画との整合性を高める必要があるため、「学校経営指標」「経営参画ガイドライン」の活用等により経営企画室の経営参画を更に促し、特色ある都立学校づくりを推進していく。

(3) 重点支援校制度

学校経営計画に定める目標に対し、先進的な取組を行う計画を持ち、高い成果が見込まれる都立高校を重点支援校として指定しており、学校経営面、人事面及び指導面で、学校の状況に応じ、必要な指導・助言・支援を行うことにより、学校の改革を一層推進する。

このことにより、他の都立高校へも活性化を図るための創意工夫を促進する波及効果を生み出すとともに、都民に信頼される魅力ある都立高校づくりを進めていく。

重点支援校指定校数

平成15年度	15校	平成19年度	9校	平成23年度	11校
平成16年度	14校	平成20年度	9校	平成24年度	5校
平成17年度	12校	平成21年度	9校	平成25年度	6校
平成18年度	15校	平成22年度	9校	指定校数累計	114校

(4) 教科主任・教科会による組織的学習指導の推進

教科主任・教科会による、各教科の指導の目標・方針の共有や授業進度の調整、教科指導に関する校内での人材育成の取組等について、支援センターが年間の学校訪問を通じて検証し、組織的学習指導の徹底を図るとともに、目標達成に向けて継続的な指導を実施する。

<主要施策24 教育環境の整備・充実>

1 耐震化の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

都教育委員会は、平成26年に修正された「東京都地域防災計画」、平成23年11月策定の「東京都防災対応指針」及び平成24年3月策定の「東京都第四次地震防災緊急5箇年計画」並びに平成24年3月改正の「東京都耐震改修促進計画」に基づき、学校における震災対策を推進する。

(1) 都立学校における震災対策の推進

都教育委員会では、阪神・淡路大震災を契機とし、災害時における児童・生徒等の安全を確保するとともに、被災した都民の避難場所としての機能を充実するため、東京都耐震改修計画等に基づき、都立学校校舎等の耐震補強や改築を計画的に推進し、平成22年度末までにすべての都立学校の耐震化を完了した。

一方、平成23年3月に発生した東日本大震災においては、全国の多くの学校施設で天井材、照明器具、外壁（外装材）など非構造部材の落下による被害が発生した。都立学校でも一部かつ軽微ではあるが、天井材が落下するなどの被害が発生したことから、今後、特に天井高が高く致命的な事故につながるおそれがある屋内運動場を優先して、天井材等の落下防止対策を計画的に実施している。

ア 屋内運動場の非構造部材の耐震化

平成24年度に実施した専門家による総点検の結果を踏まえて平成25年度から3か年（27年度まで）の耐震化改修工事を計画的に行っている。

イ 校舎棟等の非構造部材の耐震化

平成25年度に実施した専門家による総点検の結果を踏まえ、平成26年度から耐震化改修工事を計画的に行っている。

(2) 公立小・中学校における震災対策の推進

ア 公立学校施設耐震化支援事業

学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害発生時には地域住民等の避難場所としての役割を果たすことから、その安全性の確保は極めて重要である。

平成20年6月に地震防災対策特別措置法が改正・施行され、公立小・中学校等の校舎等について、国庫補助率引上げ等を内容とする公立学校施設の耐震化促進措置が平成27年度まで講じられている。

都教育委員会としても、学校施設の緊急性・重要性に鑑み、全ての小・中学校等の耐震化を早急に進めるため、都独自の支援事業を平成20年度から実施している。

また、東日本大震災を契機に、その重要性が再認識された非構造部材の耐震化についても、平成25年度から支援事業を実施している。

(7) 構造体耐震化財政支援

- ・国庫補助単価と実勢単価との単価差補助
- ・国庫補助金と起債可能額を除く設置者負担額の補助

(イ) 非構造部材耐震化財政支援

- ・国庫補助金と起債可能額を除く設置者負担額の補助

(ウ) 非構造部材耐震化人的支援

区市町村へ専門的技術者（建築士等）の活用を促し、非構造部材の耐震化を支援（文部科学省「公立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策加速化事業」を活用）

イ 都内公立小・中学校及び幼稚園施設の耐震診断及び耐震改修状況

平成26年4月1日現在における公立学校の耐震改修状況調査の結果では、公立小・中学校及び幼稚園の建物（校舎及び屋内運動場）7,095棟のうち、旧耐震基準により建築された建物は5,120棟、全棟数に占める割合は72.2%であり、耐震診断が終了した建物は5,117棟、耐震診断実施率は99.9%である。

耐震診断の結果、耐震性を有する建物及び既に補強済みの建物は5,068棟であり、新耐震基準により建築された建物1,975棟と合わせた耐震化率は、99.3%となっている。

都教育委員会は、設置者である区市町村が国及び都の補助制度を十分活用し、学校施設の耐震化の早期完了を図るよう、指導・助言を行っていく。

(平成 26 年 4 月 1 日現在) (単位：棟)

校種	全棟数	S57以降	S56以前	S56以前の 全棟数に 占める割 合	耐震診断 実施棟数	耐震診断 実施率	S56以前建 築の棟で耐 震性がある 及び既に補 強済の棟数	耐震化率
幼稚園	196	69	127	64.8%	124	97.6%	124	98.5%
小・中学校	6,899	1,906	4,993	72.4%	4,993	100.0%	4,944	99.3%
合計	7,095	1,975	5,120	72.2%	5,117	99.9%	5,068	99.3%

【出典：文部科学省 耐震改修状況調査】

2 冷房化の推進 (都立学校教育部・地域教育支援部)

(1) 公立学校施設冷房化支援特別事業

児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、都教育委員会は、公立小・中学校の普通教室に冷房を導入する市町村に対し、国の補助に上乗せした都の補助を平成 22 年度から実施してきた。

平成 26 年度からは新たに防音性が求められる等の早急に教育環境の整備が必要な特別教室（図書室、音楽室、視聴覚室及びパソコン教室）の冷房化について、その整備経費の一部を補助することにより、区市町村立小・中学校の冷房化を支援している。

(2) 都立学校における冷房化の推進

都立高校については、新たに各特別教室の使用状況等を把握し、冷房化対象教室を選定するとともに、整備計画を策定するために必要な学校施設・電気設備の状況等の調査を実施する。さらに、都立特別支援学校の体育館の冷房化を推進する。

3 校庭芝生化の推進 (都立学校教育部・地域教育支援部)

(1) 公立小・中学校の芝生化 (緑の学び舎づくり補助事業)

- ・ 校庭芝生化整備工事費、調査設計費等の補助
- ・ 芝生の専門的維持管理経費の補助 (補助期間 5 年間)
- ・ 屋上緑化、壁面緑化の整備補助

(2) 公立幼稚園の芝生化

- ・ 園庭芝生化整備工事費、調査設計費等の補助
- ・ 芝生の専門的維持管理経費の補助

(3) 校庭芝生化に係る人材の派遣、育成

- ・ 「校庭グリーンキーパー」(芝生の専門家)の学校への派遣(技術的な指導・助言)
- ・ 芝生リーダー養成講習会の開催

(4) 校庭芝生化に向けた普及・広報等

- ・ 芝生化未実施校への天然芝の出前
- ・ 校庭芝生化に係る情報発信(「校庭芝生化ニュースレター」)
- ・ 企業やNPOから構成される「東京芝生応援団」による芝生化校への支援
- ・ 校庭芝生化地域連携事業

<都内区市町村立小・中学校(※)における校庭芝生化の実績(見込み)>

都内区市町村立学校数	1,914校	平成26年5月1日現在
校庭を芝生化した学校	438校	平成26年度末現在
芝生化面積合計	約55ha	平成26年度末現在

※ 区立中等教育学校及び区立特別支援学校を含む。

(5) 都立学校の環境改善(芝生化)

- ・ 平成26年度末までの実績(見込み) 102校 約24.9ha
- ・ 平成27年度の予定 新規10校 増設1校

4 校門等への防犯カメラの整備の推進【新規】(地域教育支援部)

(1) 公立小・中学校等防犯設備整備事業

学校内への不審者侵入の抑止・初期対応などの学校内の安全確保の取組を推進するため、都教育委員会は、公立幼稚園及び小・中学校等への防犯カメラの設置・更新を行う区市町村に対し、都独自の支援事業を実施していく。

<主要施策25 ICT環境の整備>

1 公立学校におけるICT環境の整備(総務部・地域教育支援部・指導部)

(1) 公立小・中学校ICT教育環境整備支援事業 **【新規】**

ア 出前ICT環境整備事業・ICTアドバイザー事業

区市町村教育委員会によるICT環境整備に係る計画等作成を促進するため、区市町村教育委員会が指定するモデル校に、可動式パソコン、電子黒板、アクセスポイント等を貸し出す。また、モデル校におけるICT環境を活用する授業をサポートするため、ICTの専門家を派遣する。

イ 公立学校施設校内LAN整備工事支援事業

児童・生徒の良好な教育環境を整備するため、都教育委員会は、公立小・中学校施設における校内LANの整備を実施する区市町村に対し、その整備費の一部を補助することにより、区市町村立小・中学校のICT環境の整備を支援する。

(2) 都立学校におけるICT環境の充実

ア 都立高等学校・中学校におけるICT環境の充実

都立高等学校・中学校におけるICT環境の更なる充実を図るため、これまで配備したパソコンやプロジェクター等のICT機器に加え、生徒用のタブレット端末等を配備し、調べ学習やグループ学習等が実現可能な環境を整備する。

イ 都立特別支援学校におけるICT環境の充実

都立特別支援学校におけるICT環境の更なる充実を図るため、これまで配備したICT機器や障害者用支援機器に加え、児童・生徒用のタブレット端末等を配備し、個に応じた学習が実現可能な環境を整備する。

(3) 小・中学校教員対象 ICT活用研修の実施（小・中 各1講座）

ア 研修内容

児童・生徒の思考力・判断力・表現力等を育成するため、協働学習や双方向型の授業における ICTの活用について、実践的な知識や技術及び技能を身に付け、自らの授業改善を図る。

イ 研修方法

可動式パソコンや電子黒板等を関連付けて活用する演習を通して、個別学習からグループ学習や一斉指導へと展開する方法や、児童・生徒の思考を可視化したり瞬時に共有化したりする方法等について実践的に理解する。

<取組の方向 8 におけるその他の事務事業>

1 都立高校入学者選抜採点システムの導入【新規】（都立学校教育部）

都立高校の入学者選抜において、3か年にわたり、多数の学校で3,000件を超える採点の誤りが判明した。

採点の誤りは、受検した生徒の人生を左右することにつながり、断じてあってはならず、都民の都立高校に寄せる信頼を大きく損なう結果となった。

都教育委員会は、採点の誤りが発見された直後から、学校職員と教育委員会事務局職員により総力を挙げて答案の点検を行った。また、「都立高校入試 調査・改善委員会」を設置して、外部有識者や保護者の視点を入れながら、あらゆる面から誤りが発生した原因を究明し、実効性のある再発防止・改善策の検討を行い、「都立高校入試・採点誤りに関する再発防止・改善策」を策定した。

(1) 都立高校入学者選抜（学力検査に基づく選抜）の採点誤りの状況

採点誤りが見つかった事実を受け、都立高校と東京都教育委員会では、平成25年度、平成24年度、平成23年度に実施した都立高校入学者選抜における学力検査の不合格者の答案について、再点検を実施した。その結果、学力検査を実施した8割を超える学校で採点誤りが見付き、その件数は、3か年で3,000件を超えるとともに、本来合格者であったにもかかわらず、不合格となった受検者が18校で22人いることが明らかになった。

[参考資料：採点の誤りの状況]

区 分		平成 25 年度 実施分	平成 24 年度 実施分	平成 23 年度 実施分	総 計
点検実施校数・答案枚数		175 校 220,000 枚	127 校 139,000 枚	56 校 約 63,000 枚	175 校 約 422,000 枚
誤りのあった学校数		158 校	117 校	52 校	165 校
誤りの件数		1,418 件	1,289 件	345 件	3,052 件
追加合格	学校数	13 校	6 校	-	18 校
	人 数	16 人	6 人	-	22 人

(2) 都立高校入試の採点誤りに関する再発防止・改善策

【策定に当たっての基本的な考え方】

- 学校現場の視点も加味された「都立高校入試 調査・改善委員会」の提言を踏まえ、実効性の高い方策を総合的に展開する。
- 再発防止・改善の取組みが着実かつ円滑に進むよう、方策の実施に向けた具体的な進め方とスケジュールを明らかにする。

ア 採点・点検に専念できる十分な時間と環境を確保する。

(ア) 学力検査翌日から合格発表日の前日までの日数を現行の3日間から4日間とする。

(イ) 学力検査翌日と翌々日の2日間については、生徒を登校させない。

(ウ) 連続作業による集中力等の減衰を避けるため、原則、作業50分ごとに10分間の休憩を設ける。

イ マークシート方式を導入する。

記号選択式問題の解答形式については、マークシート方式を導入する。

ウ 採点・点検方法を抜本的に見直す。

(ア) 読み上げ方式による採点・点検を2系統で行う。

(イ) 作文等の記述式問題についても採点・点検は、2系統で行う。

(ウ) 合格発表日までに、合否ボーダーライン上下の一定範囲にある受検者の答案を再点検する。

(エ) 採点・点検業務の詳細を定めた「採点・点検実施要項」を新たに作成する。

エ 採点誤りを起こしにくい仕組みをつくる。

(ア) 完全正答を求める出題形式を変更する。

(イ) 点数の計算誤りを防止するため、解答用紙に各問題の点数を記入する欄を設ける。

(ウ) 正答表の様式を解答用紙の様式と同一の様式に改める。また、部分点を与える際の基準を示す。

(エ) 採点・点検の責任の所在を明確にするため、「解答用紙綴り」の様式を改善する。

オ 採点・点検に対する意識を高める

(ア) 東京都教育委員会で作成した「採点・点検実施要項」に基づき、各学校で新たに作成する「採点・点検実施要領」に採点・点検業務の意義の重要性について明記する。

(イ) 初任者研修や職層研修等の研修内容に入学者選抜に関する内容を組み込む。

カ セーフティネットの構築

(ア) 合格発表以降、受検者から申出があった場合は、採点済みの答案の写しを交付する。

(イ) 合格発表後、年度内に他校同士で点検を行う相互点検を実施する。

(ウ) 答案の保存期間を現行の1年から3年に延長する

キ 再発防止・改善策の効果検証

ク 安心して都立高校入試に臨んでいただくために

受検者が安心して都立高校入試に臨むことができるよう、受検者、保護者及び中学校に対し、様々な手段を講じて、周知を図る。

(3) 新たな採点システムの導入

受検者が中学校で身に付けた学力等を的確にみることができるように、記号選択式問題と記述式問題を併用する現行の出題形式を維持しつつ、ヒューマンエラーを防止する方策として、平成 27 年度入学者選抜において、一部（20 校）のモデル実施校において、マークシート方式を試験的に導入した。

モデル実施校においては、記号選択式問題については、読み取り機により、記述式問題については、パソコンを使用した採点（以下「デジタル採点」という。）を行った。

このデジタル採点を行うことで、記号選択式問題のヒューマンエラーと考えられる採点誤りを防ぐとともに、記述式問題における採点時間の確保を図っている。

〔マークシート方式モデル実施校〕

三田高等学校	本所高等学校	東高等学校	深川高等学校
小山台高等学校	駒場高等学校	雪谷高等学校	桜町高等学校
芦花高等学校	豊多摩高等学校	文京高等学校	北園高等学校
石神井高等学校	小松川高等学校	府中高等学校	昭和高等学校
調布南高等学校	狛江高等学校	東大和高等学校	久留米西高等学校

平成 27 年度は、モデル実施校における効果と課題について検証し、平成 28 年度入学者選抜における全面導入に向けて検討する。